

## 改正精神保健福祉法と ピアサポート活動について



梅雨真只中の6月18日(木)に第204回障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回のテーマは「改正精神保健福祉法とピアサポート活動について」です。

改正精神保健福祉法：精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針(大臣告示)の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。(平成26年4月1日施行)

最初に北九州市保健福祉局 障害福祉部 障害福祉課 精神保健福祉担当係 藤田 浩介係長から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律改正から一年」と題して、法律の概要とポイント、法律改正から一年経った北九州市での取組や現状、ピアサポート事業についてご説明頂きました。

ピアサポーターは実際に入院経験がある人が直接入院患者さんに自らの経験をもとに退院後の暮らしのイメージが持てるように働きかけるもので、平成21年度から活動しているが、法律改正を受けて「今回改めて退院促進に向けて動き始めた」とのこと。受け入れ側が正しく理解することが必要なので、「町内会や民生委員等、地域住民に対する啓発活動と題して広く出前講演をより細やかにやりたい」とのことでした。



続いて、相談支援事業所あさの 所長 黒木 由貴子さんにピアサポート事業について実際の活動内容、事例を交えてご説明して頂きました。

ピアサポート事業は第4期北九州市障害福祉計画の中に“ピアサポーターによる相談支援”と示されていて、「改正精神保健福祉法」の4事業の内のひとつのことです。事業内容としては“ピアサポーターが精神科病院を訪問し、入院中の精神障害者との交流を通して退院に向けた支援”と“ピアサポーターを相談支援事業者へ派遣し、経験者の立場から入院中の精神障害者の退院促進を行う”とあり、北九州市立浅野社会復帰センターでは現在7名活動されているとのことでした。

引き続き、7名活動されている内のおひとり、北九州市立浅野社会復帰センター ピアサポーター第1期生 竹内 信治さんに、発病前後の話から、現在ピアサポーターになって活動している経緯等をお話して頂きました。ご自身の体験を振り返り、体験してきたことがピアサポーター活動に活かされているとのこと「人間どんなところにチャンスがあるかわかりませんね」とメッセージを頂きました。

そして、黒木さんから「精神障害者が住み慣れた地域を拠点に本人の意向に即した充実した生活を送ることが専門職の使命であるが、障害のある人はピアサポーターを自分の少し先行く先輩として感じるにより将来に希望を持てる」とのお話がありました。また、「今後事業が拡充されるようご協力をお願いします」とのことでした。

会場からも活発にご意見等を頂きました。「地域を巻き込んで精神障害を議論する場がないので作って欲しい」「平成20年に取組まれていた地域移行に関する検討事項を自立支援協議会の中で継承してやっていくことが必要ではないか」とのこと。「行政と民間、地域と別々に役割を持ち、どうつながるか」今後の課題となるご提案を頂きました。

今後もこのようなテーマで回数を重ね、精神障害のある人に対する理解を積み重ねて行きたいと思っております。皆様のご参加お待ちしております。

本日の参加者は69名。内、新規の方は18名でした。ありがとうございました。



けんたくん

※こちらの議事録は  
北九州市障害者自立支援協議会の  
ホームページでもご覧いただけます。  
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>



しえんちゃん

